

【軽微な変更の対象範囲について（各ルート判定一覧表）】

令和5年10月11日更新

モデル建物法の入力項目 (評価方法の変更(標準入力法やモデル建物法等)は不可)		ルートAの条件	ルートBの条件 (変更前BEIが一定以上 [※] であることが前提)	ルートCの条件 (再計算による基準適合が必須)	備考	
基本情報	C1	建物名称	変更可			
	C2	省エネルギー基準地域区分	変更不可		変更可	
	C3	計算対象建物用途	変更不可			
	C4	計算対象室用途(集会所等のみ)	変更不可			
	C5	計算対象面積	変更不可		変更可	
空気調和設備(外皮)	建物形状	PAL1	階数		変更不可	
		PAL2	各階の階高の合計		減少	
		PAL3	建物の外周長さ		減少	
		PAL4	非空調コア部の外周長さ		変更不可	
		PAL5	非空調コア部の方位		変更不可	
	外壁性能	PAL6	外壁面積-北		減少	
		PAL7	外壁面積-東		減少	
		PAL8	外壁面積-南		減少	
		PAL9	外壁面積-西		減少	
		PAL10	屋根面積		減少	
		PAL11	外気に接する床の面積		減少	
		PAL12	外壁の平均熱貫流率	変更不可	減少又は5%を超えない増加	変更可
		PAL13	屋根の平均熱貫流率	変更不可	減少又は5%を超えない増加	変更可
		PAL14	外気に接する床の平均熱貫流率	変更不可	減少又は5%を超えない増加	変更可
		窓性能	PAL15	窓面積-外壁面(北)		変更不可
	PAL16		窓面積-外壁面(東)		変更不可	
	PAL17		窓面積-外壁面(南)		変更不可	
	PAL18		窓面積-外壁面(西)		変更不可	
	PAL19		窓面積-屋根面		変更不可	
	PAL20		外壁面に設置される窓の平均熱貫流率	変更不可	減少又は5%を超えない増加	変更可
	PAL21		外壁面に設置される窓の平均日射熱取得率	変更不可	減少又は5%を超えない増加	変更可
	PAL22		屋根面に設置される窓の平均熱貫流率	変更不可	減少又は5%を超えない増加	変更可
	PAL23		屋根面に設置される窓の平均日射熱取得率	変更不可	減少又は5%を超えない増加	変更可
空気調和設備(空調)	全体	AC0	空気調和設備の評価		変更不可	
	熱源	AC1	主たる熱源機種(冷房)		変更不可	
		AC2	個別熱源比率(冷房)		変更不可	
		AC3	熱源容量(冷房)の入力方法		変更不可	
		AC4	床面積あたりの熱源容量(冷房)		変更不可	
		AC5	熱源効率(冷房)の入力方法		変更不可	
		AC6	熱源効率(冷房、一次エネルギー換算)	向上	10%を超えない低下	変更可
		AC7	主たる熱源機種(暖房)		変更不可	
		AC8	個別熱源比率(暖房)		変更不可	
		AC9	熱源容量(暖房)の入力方法		変更不可	
		AC10	床面積あたりの熱源容量(暖房)		変更不可	
		AC11	熱源効率(暖房)の入力方法		変更不可	
		AC12	熱源効率(暖房、一次エネルギー換算)	向上	10%を超えない低下	変更可
	外気処理	AC13	全熱交換器の有無		変更不可	
		AC14	全熱交換効率		変更不可	
		AC15	自動換気切替機能		「無」から「有」への変更	
		AC16	予熱時外気取入れ停止の有無		変更不可	
	搬送制御	AC17	二次ポンプの変流量制御		変更不可	
		AC18	変流量時最小流量比		変更不可	
		AC19	空調機の変流量制御		変更不可	
		AC20	変風量時最小風量比		変更不可	
	機械換気設備	全体	V0	機械換気設備の評価		変更不可
		機械室 便所	V1	機械換気設備の有無		変更不可
V2			換気方式		変更不可	
V3			電動機出力の入力方法		変更不可	
V4			単位送風量あたりの電動機出力	減少	10%を超えない増加	変更可
V5			高効率電動機の有無	「無」から「有」への変更		
V6			インバータの有無	「無」から「有」への変更		
V7			送風量制御の有無	「無」から「有」への変更		
駐車場 厨房		V1	機械換気設備の有無		変更不可	
		V2	換気方式		変更不可	
		V3	電動機出力の入力方法		変更不可	
		V4	単位送風量あたりの電動機出力	減少	10%を超えない増加	変更可
		V5	高効率電動機の有無	「無」から「有」への変更		
		V6	インバータの有無	「無」から「有」への変更		
	V7	送風量制御の有無	「無」から「有」への変更			
照明設備	全体	L0	照明設備の評価		変更不可	
	用途1 用途2 用途3	L1	照明設備の有無		変更不可	
		L2	照明器具の消費電力の入力方法		変更不可	
		L3	照明器具の単位床面積あたりの消費電力	減少	10%を超えない増加	変更可
		L4	在室検知制御		「無」から「有」への変更	
		L5	明るさ検知制御		「無」から「有」への変更	
		L6	タイムスケジュール制御		「無」から「有」への変更	
		L7	初期照度補正機能		「無」から「有」への変更	
		L8	室指数		室指数が小さくなる変更	
給湯設備	全体	HW0	給湯設備の評価		変更不可	
	洗面・ 手洗い、 浴室、 厨房	HW1	給湯設備の有無		変更不可	
		HW2	熱源効率の入力方法		変更不可	
		HW3	熱源効率(一次エネルギー換算)	向上	10%を超えない低下	変更可
		HW4	配管保温仕様	保温仕様の良くなる変更(「裸管」→「保温仕様2または3」→「保温仕様1」又は「裸管」→「保温仕様D」→「保温仕様C」→「保温仕様B」→「保温仕様A」)変更		
		HW5	節湯器具	「無」から「節湯B1」または「無」から「自動給水栓」への変更		
昇降機	全体	EV1	昇降機の有無		変更不可	
	EV2	速度制御方式	速度方式により定められる係数が小さくなる変更(備考参照)			
太陽光発電設備	全体	PV1	太陽光発電設備の有無		「無」から「有」への変更	
	パネル毎	PV2	年間日射地域区分		変更不可	
		PV3	方位の異なるパネルの数		増加	
		PV4	太陽電池アレイシステムの容量	増加	2%を超えない減少	変更可
		PV5	太陽電池アレイの種類		変更不可	
		PV6	太陽電池アレイの設置方式		変更不可	
		PV7	パネルの設置方位角	変更不可	30度を超えない変更	変更可
		PV8	パネルの設置傾斜角	変更不可	10度を超えない変更	変更可

※ 変更前の設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)が基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)に比較し10%以上少ないこと
補足)表中の「変更不可」とあるのは、「エネルギー消費性能が低下しない変更」である場合を除く。
注意) コージェネレーション設備に係る変更については、ルートA及びルートBの適用は不可(ルートCのみ適用可能)

【参考 軽微な変更の各ルートについて】

黒字部分：建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の施行について（技術的助言）（平成29年3月15日付け国住建環第215号） 2. (1) ④の抜粋

下線部分：建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令の規定による共同住宅のモデルを用いた簡易な評価方法の運用等について（技術的助言）（令和2年3月31日付け国住建環第274号） 第4の抜粋

赤字部分：建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行について（技術的助言）（令和3年1月29日付け国住建環第24号） 第5の抜粋

1) 建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更（ルートA）

次のイからニまでの変更が該当する。

- イ 建築物の高さ又は外周長の減少
- ロ 外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少
- ハ 空気調和設備等の効率の向上又は損失の低下となる変更（制御方法等の変更を含む。）
- ニ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設

2) 一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更（ルートB）

変更前の設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）が基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）に比較し10%以上少ない建築物エネルギー消費性能確保計画に係る変更のうち、次のイからホまでの変更が該当する。

イ 空気調和設備

次の（イ）又は（ロ）のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

（イ）外壁、屋根、外気に接する床若しくは窓の平均熱貫流率若しくは窓の平均日射熱取得率の増加（5%を超えない場合に限る。）又は減少

（ロ）熱源機器の平均効率の10%を超えない低下

ロ 機械換気設備

一次エネルギー消費量の算定対象となる室用途毎に、（イ）又は（ロ）のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

（イ）送風機の電動機出力の10%を超えない増加

（ロ）一次エネルギー消費量の算定対象となる床面積の5%を超えない増加（室用途が駐車場又は厨房である場合に限る。）

ハ 照明設備

一次エネルギー消費量の算定対象となる室用途毎に、単位床面積あたりの照明設備の消費電力の10%を超えない増加に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

ニ 給湯設備

一次エネルギー消費量の算定対象となる湯の使用用途毎に、給湯設備の平均効率の10%を超えない低下に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

ホ 太陽光発電設備

次の（イ）又は（ロ）のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

（イ）太陽電池アレイのシステム容量の2%を超えない減少

（ロ）パネルの方位角の30度を超えない変更又は傾斜角の10度を超えない変更

3) 建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更（次のイからハまでのいずれかに該当する変更を除く。）（ルートC）

イ 建築物の用途の変更

ロ 基準省令第1条第1項第1号の基準を適用する場合における同号イの基準からロの基準への変更又はロの基準からイの基準への変更

ハ 基準省令第1条第1項第1号ロの基準を適用する場合における一次エネルギー消費量モデル建築物の変更

ニ 基準省令第1条第1項第1号イ又はロの規定による省エネ基準への適合の確認から建築物総合エネルギーシミュレーションツール（BEST省エネ基準対応ツール）を活用した省エネ性能を有することの確認への変更及び同ツールを活用した省エネ性能を有することの確認から同号イ又はロの規定による省エネ基準への適合の確認への変更